



# 牧之原市 スポーツ 推進計画

平成 30 年 3 月



牧之原市  
MAKINOHARA

## はじめに



2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定や、先に行われた平昌オリンピックで、多くのメダリストの誕生により、スポーツに対する関心はより一層の高まりをみせております。

スポーツは次世代を担う青少年の体力、精神力の向上と共に、人格形成に大きな影響を与えます。さらに、スポーツ活動を通して人や地域が交流することにより、一体感や活力の醸成にも繋がります。

また、少子高齢化の中で積極的に体を動かすことは、健康寿命を延ばし、年々増加する医療費等の抑制効果が大いに期待されるところであります。

本市では、平成18年『第一次牧之原市総合計画』を策定し、市民一人1スポーツ推進や総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ施設整備の推進を位置付けました。さらに、平成22年に策定した、牧之原市次世代育成支援行動計画・牧之原市健康増進計画『健やかブランまきのはら』においては、運動を健康づくりの重点施策として位置付け、各世代に合わせた取組目標を示し、今日まで推進してまいりました。

そして今回、国が平成29年のスポーツ基本計画の見直しにより、第2期計画をスタートしたことを契機に、当市のスポーツ推進を、より計画的、具体的に取り組むために本計画を策定することとしました。

本計画は、『第2次牧之原市総合計画基本計画』における重点施策である『支え合い、生き生きと暮らせる地域と人づくり』に沿い、『健康づくりのためのスポーツ推進』、『生涯スポーツの推進』、『スポーツ施設整備・機能強化』に取り組んで『スポーツで健康なまちづくり』を目指します。

この計画の推進にあたりましては、市民の皆様をはじめ、関係団体、企業、行政等の連携、協働により、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「牧之原市スポーツ推進審議会」の皆様をはじめ、意見交換会で貴重なご意見やご提言をいただきました関係団体や市民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成30年3月

牧之原市長 杉本 基久雄

## 目 次

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| はじめに.....                      |           |
| <b>第1章 総論.....</b>             | <b>1</b>  |
| (1) スポーツの意義 .....              | 1         |
| (2) 国、県の動向.....                | 1         |
| (3) 計画策定の背景と目的.....            | 2         |
| <b>第2章 計画の基本方針 .....</b>       | <b>2</b>  |
| (1) 計画の趣旨.....                 | 2         |
| (2) 本計画における「スポーツ」の定義 .....     | 2         |
| (3) 計画の期間.....                 | 3         |
| (4) 計画の体系図.....                | 3         |
| (5) 計画の推進体制 .....              | 3         |
| <b>第3章 牧之原市の現状と課題 .....</b>    | <b>4</b>  |
| (1) 牧之原市民の現状と運動状況 .....        | 4         |
| (2) 現状から見える牧之原市の課題.....        | 12        |
| <b>第4章 計画推進のための施策.....</b>     | <b>14</b> |
| ◆ 施策1 【健康づくりのためのスポーツ推進】 .....  | 14        |
| ① 市民一人1スポーツ実践事業 .....          | 15        |
| ② 運動機能維持・向上に向けた取り組み .....      | 16        |
| ③ 保健・健康教育と連携した運動教室事業の展開.....   | 16        |
| ◆ 施策2 【生涯スポーツの推進】 .....        | 17        |
| ① スポーツ・身体活動を習慣づける運動教室の実施 ..... | 18        |

|                     |                                          |           |
|---------------------|------------------------------------------|-----------|
| ②                   | スポーツ関連団体・学校教育と連携した生涯スポーツ普及活動の支援・推進 ..... | 18        |
| ③                   | ライフステージに応じたスポーツをする機会の提供・支援 .....         | 19        |
| ④                   | 障害者スポーツの推進、支援 .....                      | 19        |
| ⑤                   | 競技スポーツの推進・指導者の養成と活用 .....                | 20        |
| ◆                   | <b>施策3【スポーツ施設整備・機能強化】</b> .....          | 21        |
| ①                   | 誰もが利用しやすい施設、環境の整備 .....                  | 22        |
| ②                   | 魅力あるスポーツ施設の整備 .....                      | 23        |
| ③                   | スポーツ施設の将来性、ニーズに対応した機能集約、統廃合の検討 .....     | 23        |
| <b>第5章 資料</b> ..... |                                          | <b>25</b> |
| ○                   | スポーツ基本法(平成23年法律第78号)(条文) .....           | 25        |
| ○                   | 市内社会体育施設利用状況 .....                       | 34        |
| ○                   | 策定に関する意見交換会まとめ(平成29年11月10日実施) .....      | 39        |
| ○                   | 出典・参考 .....                              | 41        |
| ○                   | 牧之原市スポーツ推進計画策定経過 .....                   | 42        |
| ○                   | 牧之原市スポーツ推進審議会条例 .....                    | 43        |
| ○                   | 牧之原市スポーツ推進審議会委員 .....                    | 45        |

## **第1章 総論**

### **(1) スポーツの意義**

スポーツは、心身の健全な発達、健康、体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心の育成等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、私たちが生涯にわたり、心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものです。

また、スポーツは次世代を担う青少年の体力、精神力の向上と共に、人格形成に大きな影響を与えます。

さらに、スポーツを通して人や地域が交流することにより、一体感や活力の醸成にもつながります。

今日では、健康の維持増進、体力の維持向上などスポーツがもたらす効果として伸び続ける医療費等の抑制への期待が増しています。

このように、スポーツの推進、振興への取り組みは、市民の健康で豊かな生活に大きな意義があります。

### **(2) 国、県の動向**

国は、平成12年9月に「スポーツ振興基本計画」を策定し、概ね10年間で実施すべき政策目標など、スポーツ振興を取り巻く諸課題に対して取り組む基本方針を示しました。その後、計画期間満了を迎えた平成22年8月には「スポーツ立国戦略」を策定し、概ね10年で実施すべき5つの重点戦略、政策目標、重点的に実施すべき施策や体制整備の在り方などを示しました。さらに、平成23年6月には、スポーツ振興法の全面改正を行い「スポーツ基本法」と改め、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法整備を行い、平成24年3月には新たなスポーツ基本計画を策定しました。また、平成29年4月から5年間の第2期スポーツ基本計画をスタートさせたところです。

静岡県では、平成17年3月に基本理念を「県民の健康で明るい生活を支えるスポーツの振興」とする「静岡県スポーツ振興基本計画」を策定しました。

さらに、平成23年3月には、社会環境や生活様式の急激な変化に対応するため、新たな「静岡県スポーツ振興基本計画」を策定し、基本理念である「『ふじのくに』生涯スポーツ社会の実現」を目指して、各種施策を展開しています。

### (3) 計画策定の背景と目的

当市は、平成 17 年 10 月に旧相良町と旧榛原町が対等合併し誕生した市です。

平成 18 年 10 月 30 日『第一次牧之原市総合計画』を策定。計画の中に「支えあい学びあう幸せのまち」として市民一人 1 スポーツの推進や総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ施設の整備の推進が位置付けられました。

また、平成 22 年 3 月には合併後 5 年を契機に牧之原市次世代育成支援行動計画・牧之原市健康増進計画『健やかプランまきのはら』を策定し、運動について各世代に合わせた取組目標が示され健康づくりの重点施策として位置付けられました。

その後平成 27 年 3 月にはこれまでの計画を検証、さらなる推進を目指し「第二次牧之原市総合計画」、同年『第二次健やかプランまきのはら』が策定されました。この中にも従前の通り重点施策、目標の一つとして位置付けられ、今日まで取り組んでまいりました。

そして、今回、国が平成 29 年のスポーツ基本計画の見直しにより、第 2 期計画をスタートしたことを契機に、当市においてもより計画的、具体的にスポーツ推進に取り組むための指針とするため本計画を策定することとしました。

## 第2章 計画の基本方針

### (1) 計画の趣旨

本計画は、『第二次牧之原市総合計画基本計画』における重点施策である「支え合い、活き活きと暮らせる地域と人づくり」に沿い、施策の一つである健康づくりの推進を基本方針とし、市民一人一人のライフステージに応じた環境づくり、スポーツに触れ合う機会の提供、強化に取り組んでいきます。

### (2) 本計画における「スポーツ」の定義

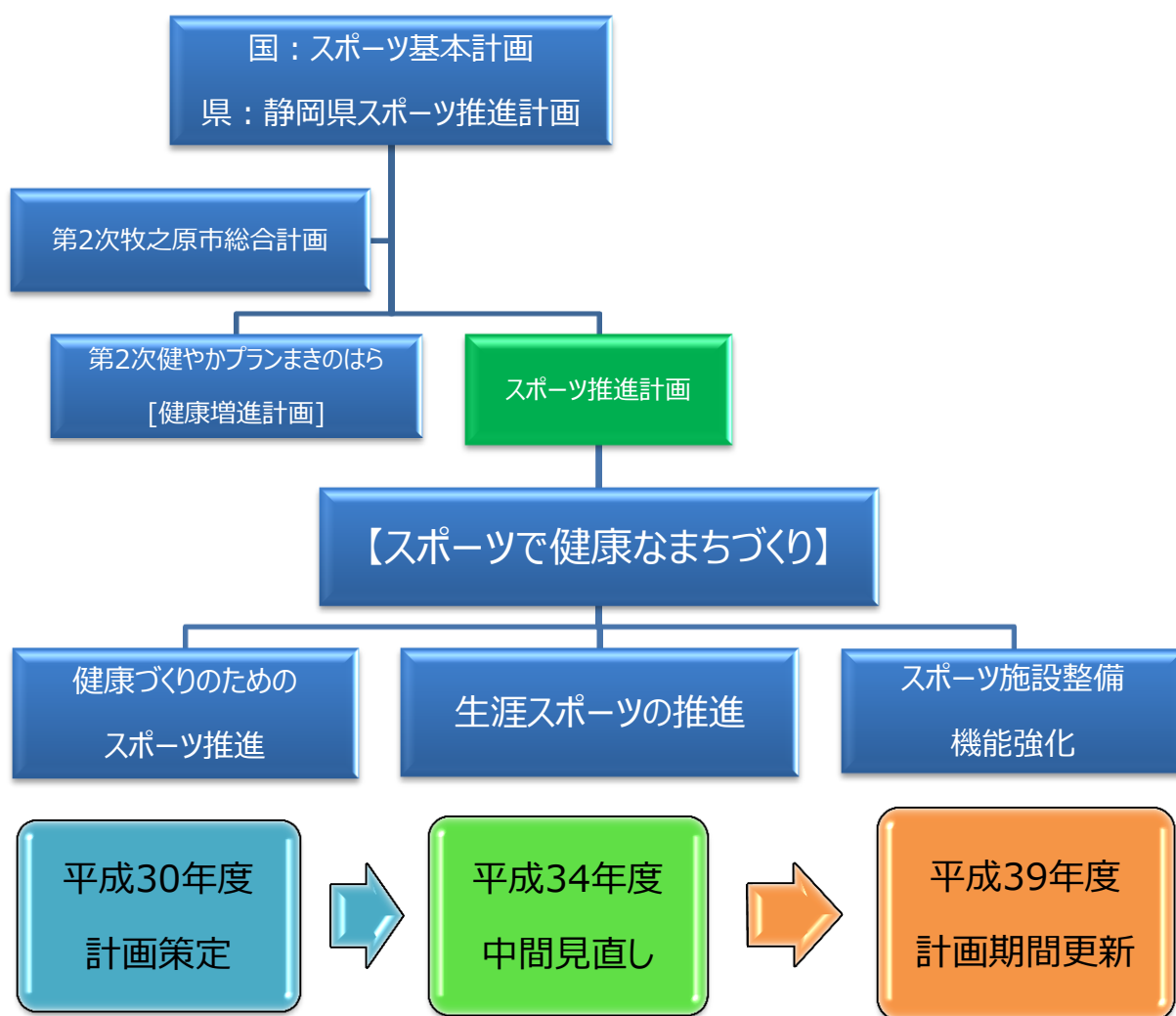
本計画における「スポーツ」とは勝敗や順位を競う競技スポーツから軽度なウォーキングやレクリエーションなどの遊戯に至るまで、幅広く体を動かすことの総称とします。



### (3) 計画の期間

本計画は平成30年度を初年度として、平成39年度(2027年)までの10年間を計画期間とし、計画の進捗状況や社会情勢の急激な変化等を反映するため、中間年度に当たる平成34年度に見直しを予定し、その他にも必要に応じて見直しを行います。

### (4) 計画の体系図



### (5) 計画の推進体制

本計画の進捗並びに目標達成状況の把握については、庁内関係部署と必要に応じてヒアリング等を行い、活動内容の精査を行います。また、行政の検証した内容について、「牧之原市スポーツ推進審議会」において審議を行い、施策や事業の見直しと改善を加えながら、状況に合わせ柔軟に計画を推進していきます。

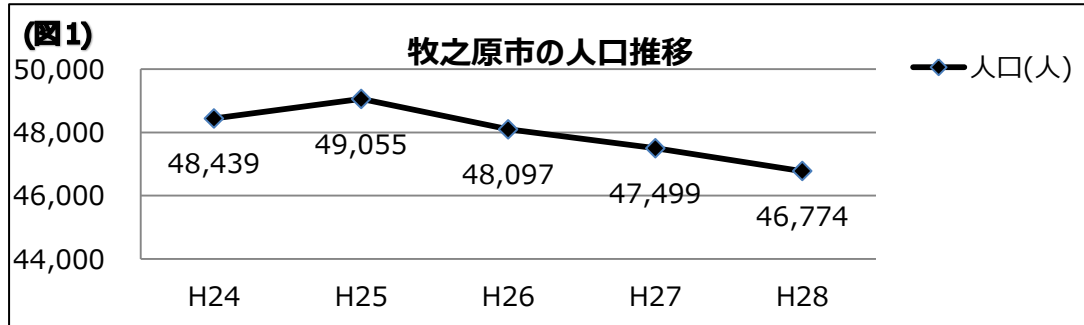


### 第3章 牧之原市の現状と課題

#### (1) 牧之原市民の現状と運動状況

##### ●人口推移

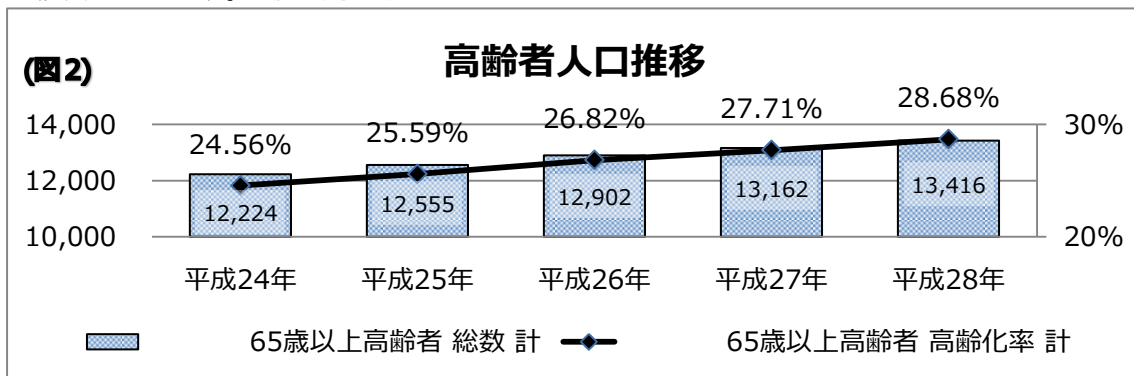
下グラフの通り、牧之原市の人口は減少傾向にあり、将来的にも更に減少していくことが予想されます。(図1)



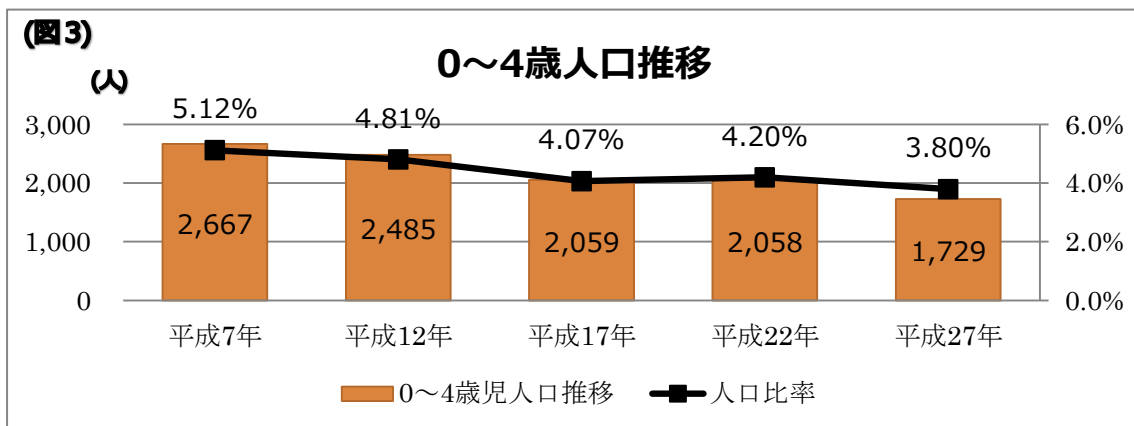
参考：平成28年度版牧之原市統計書

##### ●少子高齢化による人口の推移

少子高齢化により市内の高齢者の人口は年々増加傾向にあり、反対に子供の数は年々減少傾向にあります。(図2)(図3)



参考：平成28年度版牧之原市統計書



参考：平成28年度版牧之原市統計書



● 常住地による人口・従業地通学地による人口

人口減少とともに市内在住者の人口が減り、市外県外への従業者や通学が多くなっている傾向があります。通勤、通学に時間が掛かる傾向の結果、余暇に掛ける時間が比例的に短くなることが想定されます。(表 1)

(表 1)

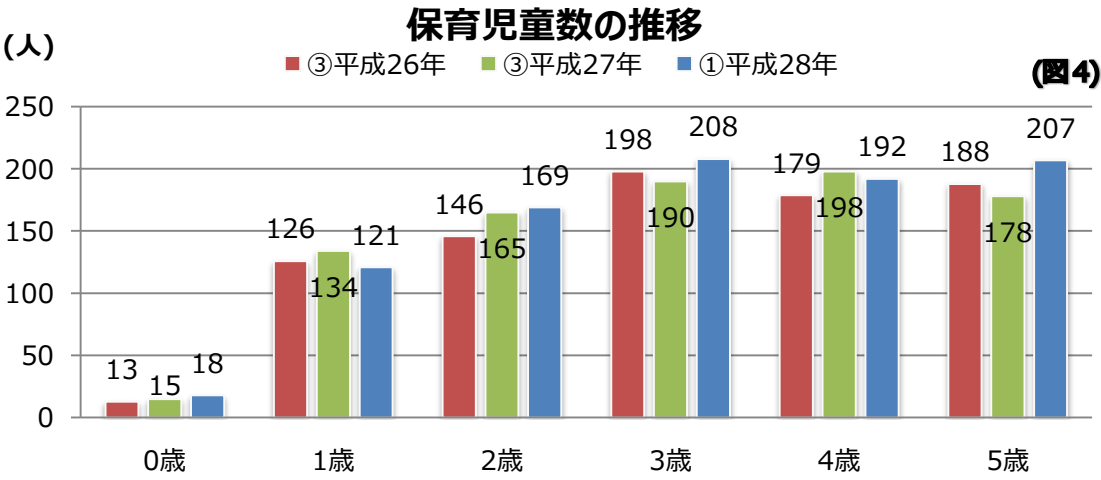
各年 10 月 1 日現在 単位：人

|     | ①総数    | 従業員          | 自宅で    | 自宅の自市      | 県内他市町      | 他県        | ②総数    |                |             |       |
|-----|--------|--------------|--------|------------|------------|-----------|--------|----------------|-------------|-------|
|     | 夜間人口   | 通学も<br>していない | 従業員    | 町で従業員<br>学 | で従業員<br>通学 | 従業員<br>通学 | 昼間人口   | うち県内他市<br>町に常住 | うち他県<br>に常住 |       |
| H2  | 51,308 | 13,651       | 11,116 | 16,487     | 9,926      | 71        | 51,660 | 10,295         | 67          | 352   |
| H7  | 52,067 | 13,700       | 9,793  | 17,556     | 10,925     | 63        | 53,247 | 12,075         | 93          | 1,180 |
| H12 | 51,672 | 14,122       | 9,008  | 16,741     | 11,628     | 110       | 53,568 | 13,517         | 127         | 1,896 |
| H17 | 50,645 | 14,481       | 7,825  | 15,930     | 12,168     | 112       | 53,183 | 14,709         | 109         | 2,538 |
| H22 | 49,019 | 15,241       | 6,442  | 16,401     | 9,807      | 120       | 52,100 | 12,901         | 107         | 3,081 |

参考：国勢調査

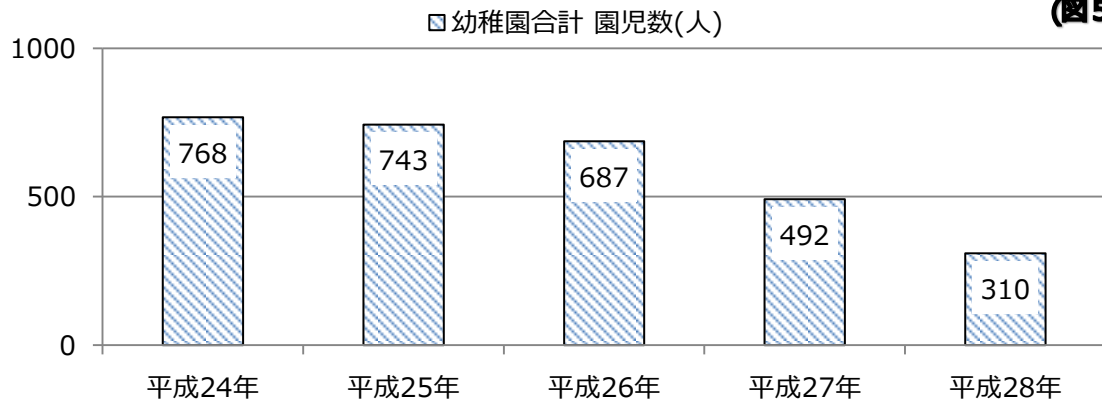
● 保育園・幼稚園の状況

保育園の園児数の状況をみると、世帯の核家族化、共働き世帯が増加しているため、年々増加傾向にあります。反対に幼稚園の園児数を見てみると、保育園と反対に、減少傾向にあり、家庭や地域で過ごす時間が減り、生活の多くの時間を園で過ごす子供が増えています。(図 4)(図 5)(図 6)



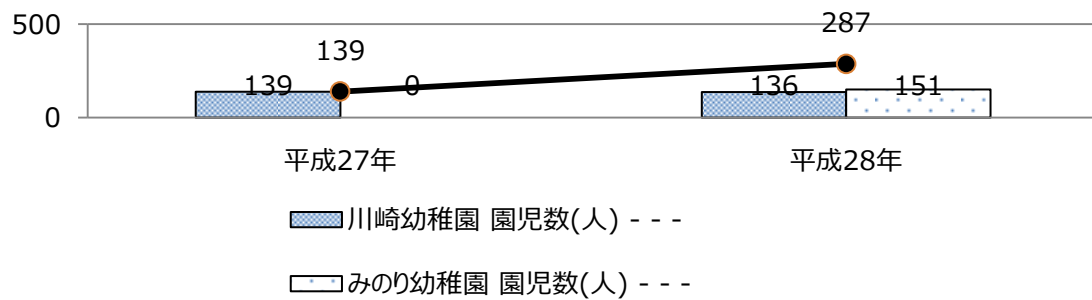
幼稚園合計 園児数(人)

(図5)



認定こども園園児数の推移

(図6)



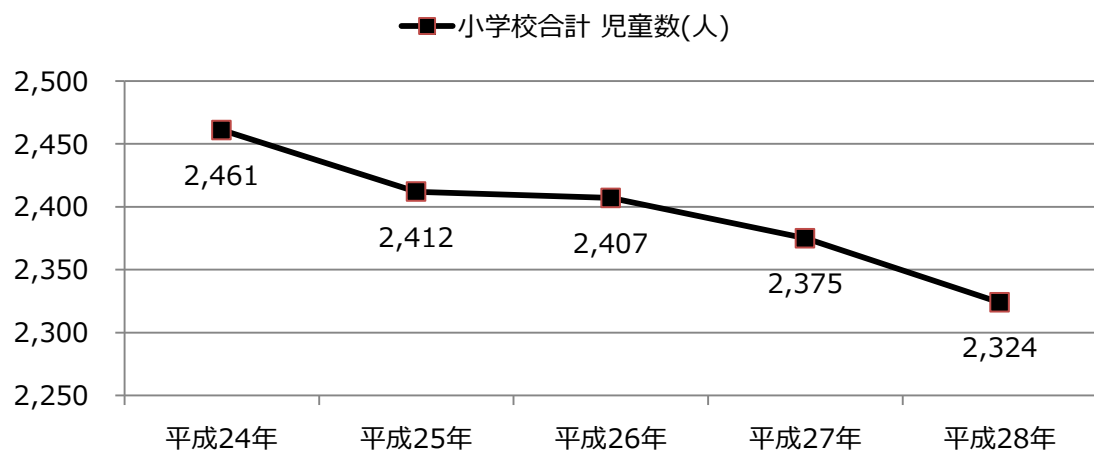
参考：平成28年度版牧之原市統計書

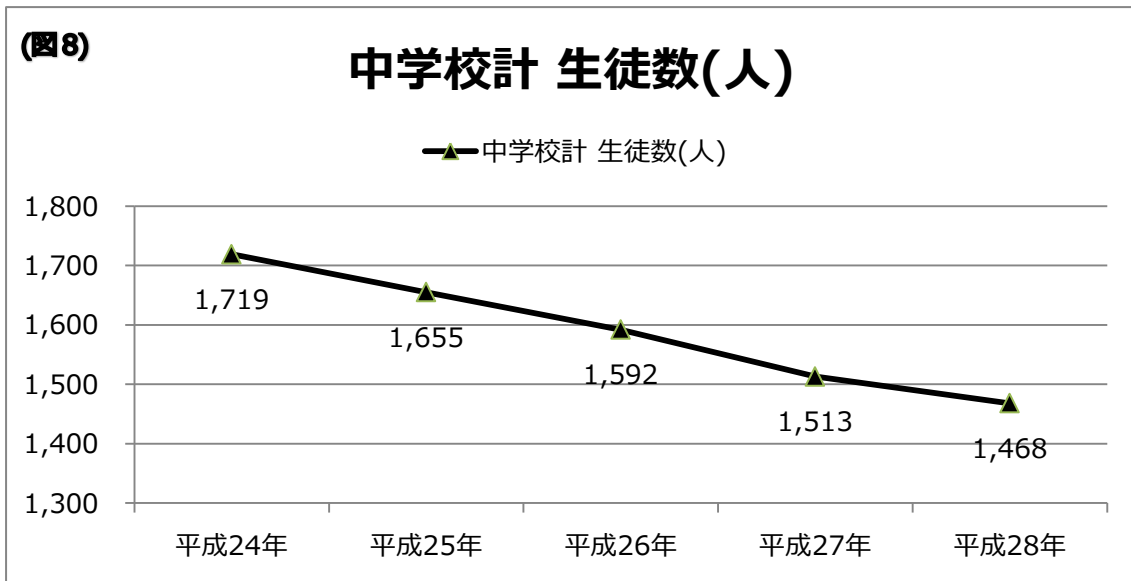
●小学校・中学校の児童生徒数の推移

年々児童生徒数は減少傾向にあります。(図7)(図8)

(図7)

小学校合計 児童数(人)





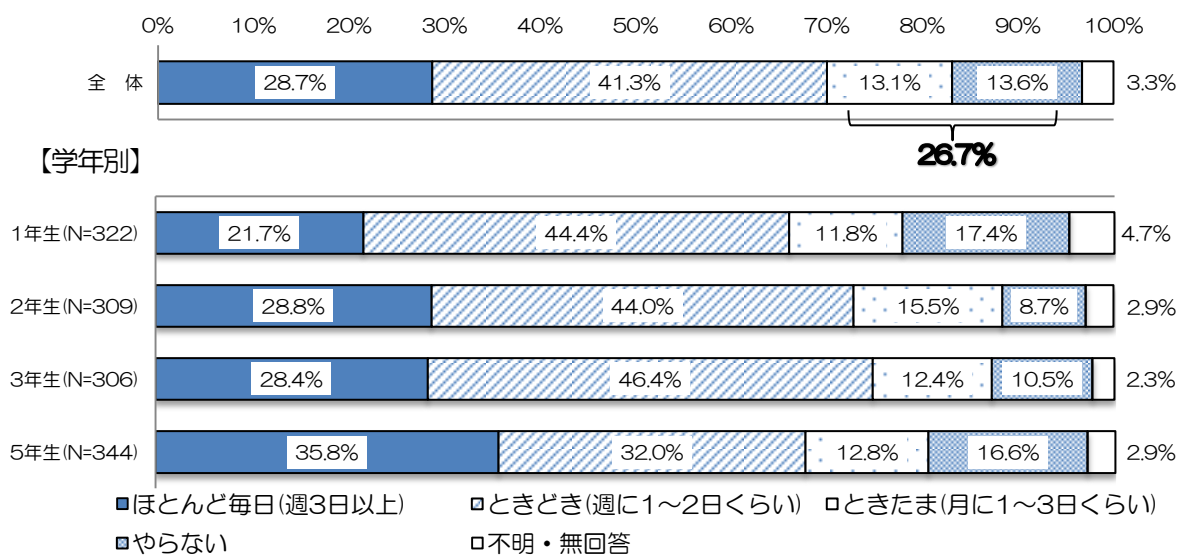
参考：平成 28 年度版牧之原市統計書

●小学生の運動頻度

小学生で毎日運動する児童は 28.7%ですが、週 1 回も運動しない児童も 26.7%います。

(図 9)

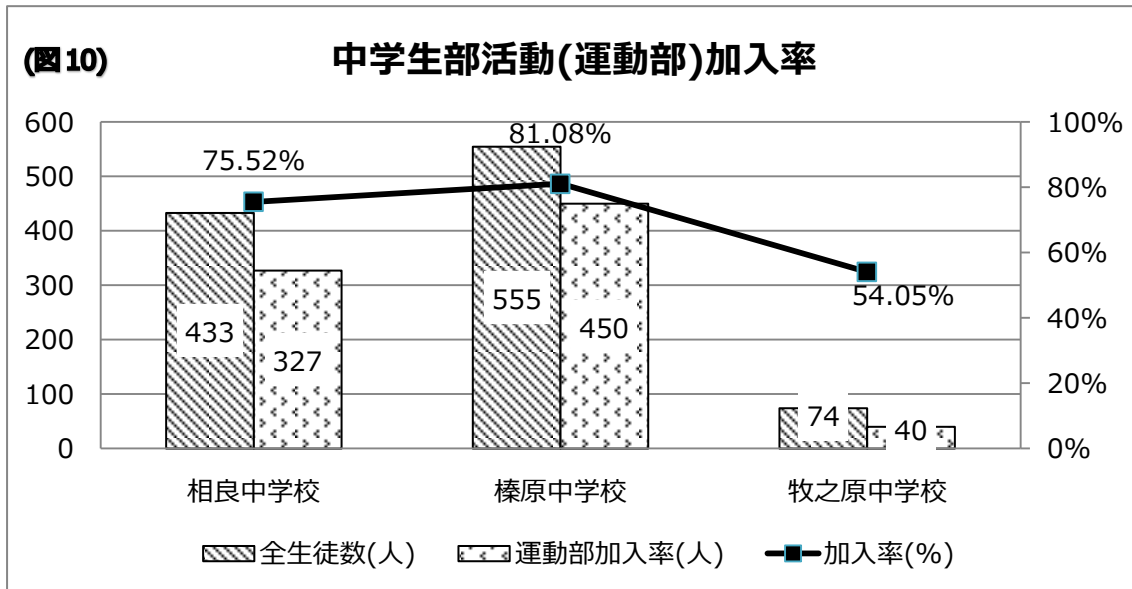
(図 9) 児童が運動やスポーツをどのくらいしているかの割合



参考：平成 25 年度牧之原市健康と食育に関するアンケート

●中学生の部活動(運動部)加入状況

中学生の部活動(運動部)加入率は生徒数の全体の約8割でした。牧之原中学校については、加入率が低く、5割弱という結果となっていました。(図10)

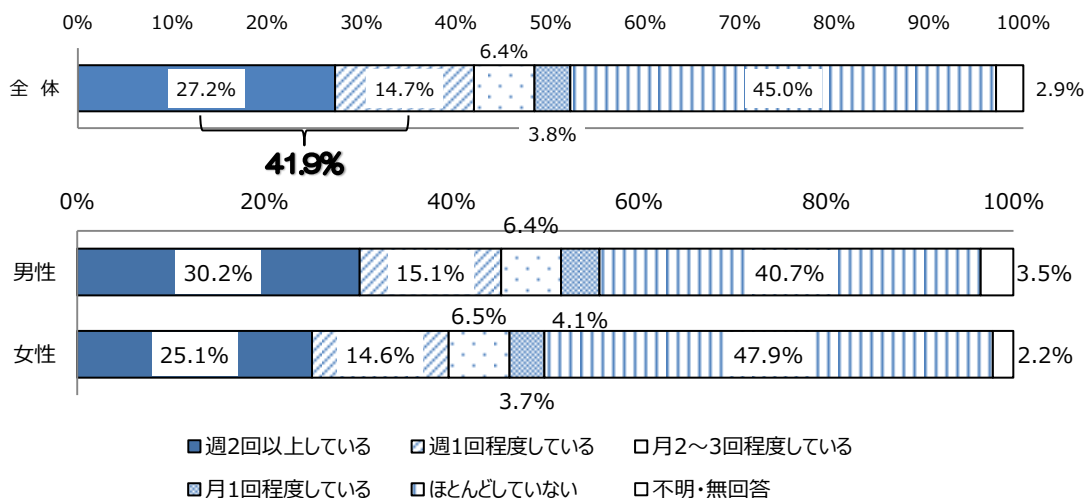


参考：平成29年度部活動事業計画書

●成人の運動習慣

成人で1回30分以上の運動を週2回以上している人は全体の27.2%であり、ほとんどしていない人は全体の45%でした。性別でみると男性の方が運動している割合が高くなっています。(図11)

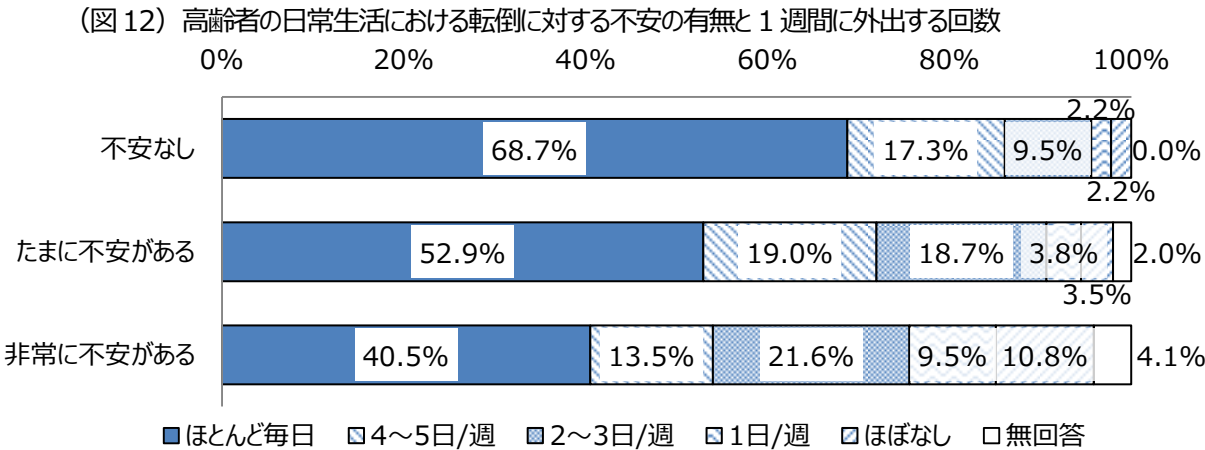
(図11) 1回30分以上の運動を週2回以上している人の割合



参考：平成25年度牧之原市健康と食育に関するアンケート

●高齢者の外出頻度と転倒への不安

転倒に不安がない人ほど外出頻度が高く、反対に転倒に不安を感じている人ほど外出の頻度が低いことがわかりました。(図 12)



参考：平成 25 年度牧之原市高齢者の暮らしと介護に関するアンケート



●社会体育施設の老朽化、整備の状況

市内社会体育施設について、ほとんどが建設 30 年以上を経過し、老朽化が進行しています。また施設維持管理・修繕に掛かる費用も増加しています。(表 2)

| 施設名称                   | 建設年度・経過年数<br>(H29 年時点) |                | 施設名称                     | 建設年度・経過年数<br>(H29 年時点) |                |
|------------------------|------------------------|----------------|--------------------------|------------------------|----------------|
| 相良 B&G 海洋センター          | S59 年                  | 33 年           | 相良総合グラウンド                | H1 年                   | 28 年           |
| 海浜体育館                  | S55 年                  | 37 年           | 榛原総合運動公園「ぐりんぱる」          | H7 年                   | 22 年           |
| 地頭方体育館<br>( )は耐震補強・経過年 | S41 年<br>(H11 年)       | 51 年<br>(18 年) | 静波グラウンド<br>( )は改修・改修後経過年 | S31 年<br>(S59 年)       | 61 年<br>(33 年) |
| 静波体育館<br>( )は耐震補強・経過年  | S55 年<br>(H24 年)       | 37 年<br>(5 年)  | 仁田アーチェリー場                | S58 年                  | 34 年           |
| 仁田体育館                  | S59 年                  | 33 年           | 片浜体育館                    | S62 年                  | 30 年           |

(表 3)

## 市内運動事業実施状況(ライフステージ別)

| カテゴリー                 | 事業・大会名                    |          | 主な年代      | 0 | 1 | 2 | 3 | 4～6 | 小低 | 小高 | 中 | 高 | 青 | 壮 | 前高 | 後高 | 性別 | 実施主体          |
|-----------------------|---------------------------|----------|-----------|---|---|---|---|-----|----|----|---|---|---|---|----|----|----|---------------|
| ライフステージにおけるスポーツ・運動の振興 | ファミリー・プレイ・プログラム啓発         |          | 乳児期から3歳まで | ← |   |   | → |     |    |    |   |   |   |   |    |    | 男女 | 健康推進課         |
|                       | ファミリー・チャレンジ・プログラム啓発(配布のみ) |          | 4歳から就学まで  |   |   |   |   | ↔   |    |    |   |   |   |   |    |    | 男女 | 健康推進課         |
|                       | 勝小クラブ                     |          | 小4～小6     |   |   |   |   |     |    | ↔  |   |   |   |   |    |    | 男女 | 健康推進課         |
|                       | ダーツクラブ(川小、細小)             |          | 小4～小6     |   |   |   |   |     |    | ↔  |   |   |   |   |    |    | 男女 | 健康推進課         |
|                       | ヨット教室                     |          | 小学校中、高学年  |   |   |   |   |     |    | ↔  |   |   |   |   |    |    |    | 健康推進課(御前崎市合同) |
|                       | カヌー教室                     |          | 小学校中、高学年  |   |   |   |   |     | ←  |    | → |   |   |   |    |    |    | 体育協会          |
|                       | ボディーボード教室                 |          | 小学校中、高学年  |   |   |   |   |     | ←  |    | → |   |   |   |    |    |    | 体育協会          |
|                       | 野球                        |          | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 体育協会          |
|                       | ソフトボール                    |          | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 体育協会          |
|                       | 陸上                        |          | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  | 男女 | 体育協会          |
|                       | サッカー                      |          | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 体育協会          |
|                       | テニス                       |          | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 体育協会          |
|                       | バウンドテニス                   | 乳児 0～1   | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 体育協会          |
|                       | バトミントン                    | 幼児 2～5   | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 体育協会          |
|                       | アーチェリー                    | 小児 6～14  | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 体育協会          |
|                       | バレーボール                    | 青年 15～24 | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 体育協会          |
|                       | バスケットボール                  | 壮年 25～44 | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 体育協会          |
|                       | インディアカ                    | 中年 45～64 | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  | 男女 | 体育協会          |
|                       | 空手                        | 前高 65～74 | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 体育協会          |
|                       | 剣道                        | 後高 75～   | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 体育協会          |
|                       | ゴルフ                       |          | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 体育協会          |
|                       | グラウンドゴルフ                  |          | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 体育協会          |
|                       | 卓球                        |          | 小学生以上     |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 体育協会          |
|                       | 水泳教室(幼児、小学、短期)            |          | 小学生       |   |   |   |   |     | ←  |    |   | → |   |   |    |    |    | 体育協会          |
|                       | アクアリズム(水泳導入)              |          | 幼児        |   |   |   |   |     | ←  |    | → |   |   |   |    |    |    | 体育協会          |
|                       | 幼児運動教室(フロアリズム)            |          | 幼児(年中・年長) |   |   |   |   |     | ←  |    | → |   |   |   |    |    |    | 体育協会          |
|                       | 水泳                        |          |           |   |   |   |   |     |    |    |   |   |   |   |    |    |    | エースワン         |
|                       | 吹き矢の普及                    |          | 高齢期       |   |   |   |   |     | ←  |    |   |   |   |   |    | →  |    | 健康推進課         |
|                       |                           |          | 障害者       |   |   |   |   |     |    |    |   |   |   |   |    |    |    |               |
| スポーツ少年団               | サッカー                      |          | 小3～中学生    |   |   |   |   |     | ←  |    |   | → |   |   |    |    |    | 体育協会          |
|                       | バレーボール                    |          | 小3～中学生    |   |   |   |   |     | ←  |    |   | → |   |   |    |    |    | 体育協会          |
|                       | バスケットボール                  |          | 小3～中学生    |   |   |   |   |     | ←  |    |   | → |   |   |    |    |    | 体育協会          |
|                       | 野球                        |          | 小3～中学生    |   |   |   |   |     | ←  |    |   | → |   |   |    |    |    | 体育協会          |
|                       | ソフトボール                    |          | 小3～中学生    |   |   |   |   |     | ←  |    |   | → |   |   |    |    |    | 体育協会          |
|                       | 剣道                        |          | 小3～中学生    |   |   |   |   |     | ←  |    |   | → |   |   |    |    |    | 体育協会          |
|                       | アーチェリー                    |          | 小3～中学生    |   |   |   |   |     | ←  |    |   | → |   |   |    |    |    | 体育協会          |
|                       | 空手                        |          | 小3～中学生    |   |   |   |   |     | ←  |    |   | → |   |   |    |    |    | 体育協会          |
|                       | テニス                       |          | 小3～中学生    |   |   |   |   |     | ←  |    |   | → |   |   |    |    |    | 体育協会          |

[illegible]



## (2) 現状から見える牧之原市の課題

牧之原市の課題として挙げられるポイントは4つ挙げられます。

### □乳幼児期に対する事業展開

少子高齢化が進行し、子どもが少なくなる中、子どもの運動離れも深刻化しています。こうした中、牧之原市の小学生においては、週1回も運動していない子供が26.7%という状況です。(図9)

また中学生においても運動部加入率は7割から8割という状況です。乳幼児期は人間の運動神経の約80%を形成する時期です。まずこの時期に運動の楽しさを伝えていく必要があります。現状として市では事業がほとんど実施されておらず、0歳～3歳までの乳幼児期、4歳から就学までの期間に対する事業取組が静岡県で作成されたファミリー・プレイ(チャレンジ)・プログラムのみとなっており、外部団体が体操教室を実施しているのがほとんどということが分かりました。(表3)

また、家庭環境の変化に伴い、家庭保育が減少している中、実施に当たっては保育園等の施設保育での教室開催など、今後は施設等との連携を図っていく必要があります。

(図4、図5)



### □青年、中年、壮年期における運動環境の整備

働き盛りである青年、中年、壮年期において、就労や育児、市内外からの就労などにより、運動をする機会があったとしても、習慣化できていない状況があります。(図11)

成人期の運動は生活習慣予防やメンタルヘルスなど、生活の質の向上に効果があります。しかし、牧之原市については、実施する事業についてもNPO法人牧之原市体育協会(以下体育協会)が実施している部活動に参加するほか、外部団体で実施している教室参加が主体となっており、市が主体となる事業実施が出来ていない状況が伺えます。(表3)

今後、より参加しやすく、継続しやすい事業の実施が求められます。また気軽に参加しやすい事業の情報提供等の環境整備も必要となってきます。



### □高齢者の運動機能の維持、向上

高齢者人口も増加しつつあるなか、静岡県が 65 歳以上を対象とするお達者度(65 歳以上で元気に自立して暮らせる期間を算出したもの)を公表しました。(平成 26 年時点)牧之原市は 35 市町中、男性 19 位、女性 27 位となっており、比較的下位に位置づけられています。

また、高齢者の転倒に対する不安を少なくすることが外出頻度を高め、認知症予防や生活の質の向上につながります。これを実践するために健康づくりや体力づくりの教室のほか、介護予防につながる教室など、継続性のある活動を実施する必要があります。

(参照：(表 3)市内運動事業実施状況)



### □施設の老朽化の進行・新規スポーツ人口の獲得

市内の社会体育施設のほとんどが建設から 30 年を超えています。人口減少、少子高齢化が進む中、その機能を維持、向上させていくことは市にとっても容易なことではありません。今後は市内全体を考えた計画的かつ効率的な施設整備、市民ニーズに応えるための運営方法等を模索していく必要があります。(表 2)

また、今後は魅力あるスポーツ施設を利用して、市民のスポーツ振興や競技力の向上、合宿誘致などスポーツによる地域活性化やシティプロモーションにつなげ無関心層やビジネスパーソンなど、スポーツに触れる機会の少ない人々に対し、様々な分野と連携を図ることでアプローチの幅を広げていく必要があります。

さらに、市の社会体育施設に限らず、その他の公共施設はほとんどが同じ苦しい状況に立たされています。市内全体を考え、それぞれの施設機能の特性に合わせ、その効果を十分発揮できるよう公共施設マネジメント計画などを踏まえながら、再配置、施設統廃合、機能増強を考えていく必要があります。



## 第4章 計画推進のための施策

### ◆ 施策1 【健康づくりのためのスポーツ推進】

習慣的に運動したり、日常生活を活動的に過ごすことは、高血圧や糖尿病、メタボリックシンドローム等の生活習慣病の予防や、メンタルヘルスあるいは生活の質の改善に効果をもたらします。

高齢期においても、日常的に外出ができることは生きがいや生活の質を高め、認知症予防やロコモティブシンドロームを予防する効果があり、健康寿命の延伸のためには欠かせません。また、転倒経験がある人の心理的不安が、外出頻度を減らす一因であることから、高齢者の転倒予防や寝たきり予防対策として、運動機能維持向上に向けた取り組みが必要です。

なお、健康づくりのためのスポーツ推進については、健康増進計画の中で数値目標を設定して進捗管理を行い、今後も引き続き管理をしていきます。

#### <健康増進計画目標値>

##### 1 外遊びや運動を習慣的にしている子どもを増やします。

| 項目                                   |    | 現状値(H25) | 目標値(H31) | 数値の出典             |
|--------------------------------------|----|----------|----------|-------------------|
| 体を動かす遊びを1日30分以上している子どもの割合            |    | 83.5%    | 90.0%    | 健康と食育に関するアンケート調査  |
| 運動を習慣的に実施している子ども(小学校5年)の割合の増加(週3日以上) | 男子 | 56.4%    | 61.5%    | 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 |
|                                      | 女子 | 36.9%    | 38.0%    |                   |

##### 2 運動習慣がある人を増やします。

| 項目                                    |    | 現状値(H25) | 目標値(H31) | 数値の出典            |
|---------------------------------------|----|----------|----------|------------------|
| 運動習慣のある人(20～64歳)の割合の増加(1日30分以上、週2日以上) | 男子 | 27.4%    | 32.4%    | 健康と食育に関するアンケート調査 |
|                                       | 女子 | 23.6%    | 28.6%    |                  |

##### 3 ロコモティブシンドローム予防を意識した生活習慣を実践できる人を増やします。

| 項目                         |        | 現状値(H25) | 目標値(H31) | 数値の出典                  |
|----------------------------|--------|----------|----------|------------------------|
| 週4日以上外出している高齢者の割合の増加       |        | 73.8%    | 80.0%    | 高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査 |
| ロコモティブシンドロームを認知している人の割合の増加 | 18～64歳 | 23.5%    | 80.0%    | 健康と食育に関するアンケート調査       |
|                            | 65歳以上  | 25.5%    | 80.0%    | 高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査 |

※この数値目標は牧之原市健康増進計画に準じています

## ① 市民一人1スポーツ実践事業

市民一人一人が、年齢や性別、障害の有無に関わらず、時間や場所にとらわれず個人のライフステージに合わせてすべての人がスポーツに親しみ、楽しむことができる環境を整え、支援していきます。

また昨今では、就労形態や生活形態の変化などによりスポーツに親しむ機会が減少していることが考えられます。小中学生では屋内で過ごす時間が長くなり、外で遊ぶこと、外で遊ぶ場所などが減っていることや、指導者不足や児童生徒数の減少などによる学校の運動部の種類と活動が減退していることなどが挙げられ、成人、高齢者については娯楽の多様化や、時間的な余裕が不足しているなどが運動習慣減少の一因として挙げられます。

当市での成人週2回以上のスポーツ実施率は27.2%(P.8 図11 参照)となっており、半数を下回っています。この結果を踏まえ、市民一人1スポーツ実践事業の推進に努めます。また、市民意見にもあるように、実施する事業が市民に広報、周知されるよう努めます。

### ＜意見交換会での意見＞

- ・市民が参加できる教室が少ない、わからない。
- ・もっと運動したいけど、どこに行けばいいのかわからないママは多い。
- ・文化協会のように年間スケジュール等内容などを知らせて欲しい。

### 【具体的な実施事業例】

- ・ラジオ体操教室
- ・吹き矢教室・大会
- ・マリンスポーツフェスタ
- ・ビーチボール大会



【ラジオ体操教室】



【マリンスポーツフェスタ】



【ビーチボール大会】



## ② 運動機能維持・向上に向けた取り組み

一言で運動といっても、軽度のウォーキングや、競技スポーツまで、さらにその運動の質や量などについて、市民一人一人が思い描く運動はそのライフスタイル、身体能力によって千差万別です。また、体力や運動機能は加齢に伴い身体的な衰えは個人差があるものの段々と低下していきます。この運動機能の低下を抑制、維持、向上していくために日常生活において、様々なライフスタイルに寄り添った身体的活動の機会をできる限り増やすことが大切です。市ではそれぞれのライフステージに合わせた運動事業の実施を推進し、体育協会やはりはら塾・遠州相良田沼塾等、他団体の活動を含め、事業実施についての広報、周知に努めます。

### ＜意見交換会での意見＞

- ・市民が参加できる教室が少ない、わからない。

### 【具体的な実施事業例】

- ・体組成測定会
- ・若返り体操教室



## ③ 保健・健康教育と連携した運動教室事業の展開

運動と健康は密接な繋がりががあります。健康な体を維持できなければ運動にも繋がりません。病気や介護が必要な状態にならないための予防に重点を置き、各種健診や講座などと連動した運動教室、講座の充実や、すべてのライフステージに共通する栄養について、食育講座などと連携し、事業展開を図ります。

また乳幼児期から小学生入学時期程度までにはほぼ完成するといわれている運動神経の発達(※次頁運動神経の発達参照)について、各種健診や保育園、幼稚園等へ出前講座を行うなどその時にしかできない運動機会の提供等も積極的に取り入れ、市民意見に応えるよう努めます。

こうした保健、健康教育事業と並行し乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた事業展開を推進します。

### ＜意見交換会での意見＞

- ・マタニティから運動できる場所が欲しい。(出産後も継続できる場も)
- ・未就園児の運動の場が少ない。

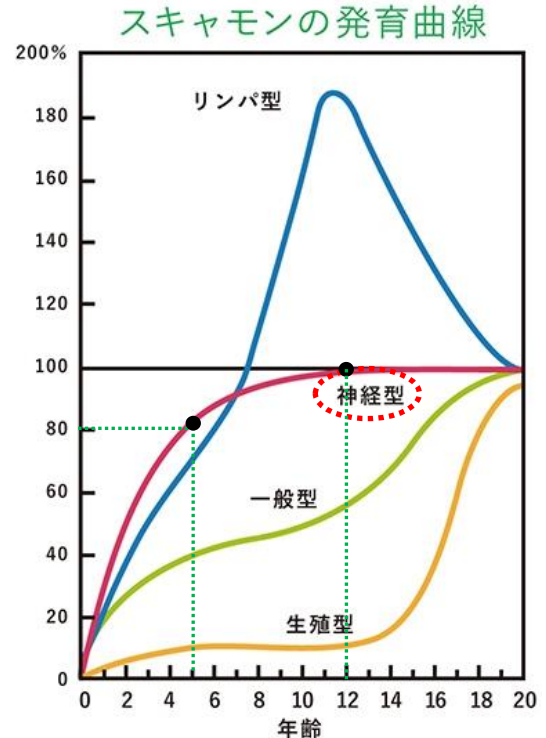
### 【具体的な実施事業例】

- ・ファミリー・プレイ(チャレンジ)・プログラム啓発活動
- ・地域健康教育
- ・いきいき脳トレ学習塾
- ・味菜食らぶ
- ・ヘルシー倶楽部



## ※【運動神経の発達】

図から分かる通り、スキヤモンの発達曲線を参照すると、神経系統は生まれてから5歳頃までに80%の成長を遂げ、12歳でほぼ100%になります。この時期は、神経系の発達が著しい年代で、様々な神経回路が形成されていく大切な過程となります。



## ◆ 施策2 【生涯スポーツの推進】

近年、少子高齢化や核家族化、地域社会における人間関係の希薄化が進行しているほか、情報化や急激なグローバル化に伴う雇用環境の変化など、人々を取り巻く社会環境は急激に変化しています。

そのため、精神的なストレスの増大や運動不足による生活習慣病の増加、コミュニケーション能力の低下など、様々な問題が出てきており、心身の健康の保持増進とコミュニティの形成が大きな課題となります。

こうした中、スポーツを「する」場の提供、スポーツの楽しさを伝えるリーダーや指導者の育成、イベントや教室事業の展開、スポーツを推進する体制や組織の育成や指導など様々な環境を整えなくてはなりません。国の第2期スポーツ基本計画にあるようにスポーツを「する」はもとより、パブリックビューイング等のプロスポーツなどを観戦し感動や活力が感じられる「みる」、またそのスポーツを「ささえる」ことで多くの人々が共感し社会の絆を強めるなど、スポーツを様々な形で参画していく機会の提供をすることでその価値を高めていきます。

## ① スポーツ・身体活動を習慣づける運動教室の実施

習慣的に運動したり、日常生活を活動的に過ごすことは、生活習慣病の予防やメンタルヘルス、あるいは生活の質の改善に効果を示します。生涯に渡り運動習慣を維持したり、活動的に生活するためには子どもの頃から体を動かすことや運動に普段から慣れ親しむことが大切です。

またライフステージに応じたスポーツの推進は健康づくりや、仲間づくりに大きく寄与するとともに、生涯学習の観点からも推進していくことも重要です。

これらについて、親子で活動できる教室や生涯に渡って継続できる運動教室など、普段の生活にある身体活動に積極的にアプローチし環境の改善やの機会の提供に努めます。

### <意見交換会での意見>

- ・子供たちがやりたいくても、親がストップする。させられない。

#### 【具体的な実施事業例】

- ・出張運動教室（体操・ニュースポーツ等）
- ・吹き矢教室
- ・小学校クラブ活動支援(指導者派遣等)



## ② スポーツ関連団体・学校教育と連携した生涯スポーツ普及活動の支援・推進

市では、スポーツに親しむ機会を増やすため、スポーツ推進委員や体育協会などスポーツ団体と連携し、誰でも気軽に参加できるニュースポーツの普及活動や年代別にターゲットを絞った教室や事業を実施しています。

今後も、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ「まきのはらスポーツクラブ」（以下まきスポ）、学校教育、その他関連する民間団体と連携し、各種教室を開催し、効果的な広報、周知方法を検討しながら情報発信に努め、普及、定着を図ります。

### <意見交換会での意見>

- ・PR活動が少ない。
- ・どんなスポーツがあるのか分かったいい。
- ・招待選手などによる教室があるといい。

#### 【具体的な実施事業例】

- ・スポーツ推進委員活動事業(ビーチボール、吹き矢)
- ・体育協会事業協力
  - カヌー体験教室
  - ボディボード教室
  - アクアリズム教室





### ③ ライフステージに応じたスポーツをする機会の提供・支援

市民のライフステージに応じて、運動、スポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むためには必要不可欠です。市民からのニーズの把握に努め、誰でも、それぞれの年齢や興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、安全に運動やスポーツに親しむことができる機会の提供、支援を推進していきます。

#### <意見交換会での意見>

- ・多項目競技の取り入れ
- ・児童クラブ→スポ少間の情報共有

#### 【具体的な実施事業例】

- ・地域健康教育
- ・吹き矢教室
- ・元気はつらつ教室
- ・若返り体操教室
- ・ウォーキング事業



【元気はつらつ教室】



【若返り体操教室】



【学校クラブ活動】

### ④ 障害者スポーツの推進、支援

平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進させなければならない。」とされています。

また、平成29年3月に施行された「第2期スポーツ基本計画」において、「障害者をはじめ配慮が必要な多様な人々がスポーツを通じて社会参画することができるよう、社会全体で積極的に環境を整備することにより、人々の意識が変わり(心のバリアフリー)、共生社会が実現されることを目指す。」とされています。市はこれに基づき、各施設のバリアフリー化の促進、指導者の育成、医療、福祉関係団体等と連携し、障害のある人のスポーツ活動を支援していきます。

#### <課題>

- ・施設バリアフリー化
- ・障害者スポーツの受け入れ
- ・わかりやすい情報発信

#### 【具体的な実施事業例】

- ・体育施設バリアフリー化
- ・障害者差別解消法の徹底・啓発
- ・大会参加補助



【施設バリアフリー化】



【障害者スポーツ大会等支援】



## ⑤ 競技スポーツの推進・指導者の養成と活用

国際大会や全国大会で当市の選手が活躍することは、市民に明るい話題を提供し、夢や感動を与え、スポーツへの関心を高めます。

市は、体育協会をはじめ、各種競技団体との連携を深め、ジュニア期から気軽に様々なスポーツと触れ合える機会を提供し、子どもの頃からスポーツに興味を抱かせ、スポーツ実施率の向上や競技スポーツ人口の拡大を図っていきます。

また、現在では、競技経験の少ない指導者や高齢化した指導者など指導力、指導者側の資質が課題として挙げられる場面が多くあります。競技スポーツの全体的な競技力向上には、地域の指導力のある人材の確保や養成が重要となります。各競技や年齢等に応じた専門的なトレーニング方法やコーチング方法、栄養指導など各種研修を様々な団体と連携しながら実施し、選手の計画的指導や育成を図る事業を推進します。さらに選手だけでなく、指導者としての資質向上を図り、日頃から高い水準のスポーツができる環境を提供するよう努めます。

### <意見交換会での意見>

- ・指導者不足
- ・指導者の資質向上
- ・リーダーの養成

### 【具体的な実施事業例】

- ・陸上教室（体育協会陸上競技部実施）
- ・スポーツ少年団指導者養成研修
- ・ヨット教室（御前崎市共同開催）



◆ 施策3【スポーツ施設整備・機能強化】

○市内社会体育施設一覧（表4）

平成29年4月現在

| 牧之原市内体育施設一覧     |                                                                                                  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設名称            | 詳細                                                                                               |
| 相良 B&G 海洋センター   | 第一、二体育館、プール(冷水)                                                                                  |
| 海浜体育館           | 体育館                                                                                              |
| 片浜体育館           | 体育館                                                                                              |
| 地頭方体育館          | 体育館                                                                                              |
| 相良総合グラウンド       | 多目的グラウンド(夜間照明有)、テニスコート(クレイコート7面)                                                                 |
| 榛原総合運動公園「ぐりんぱる」 | 多目的グラウンド(夜間照明有)、テニスコート(砂入り人工芝)、アーチェリー場(16的×最大30m)                                                |
| 静波グラウンド         | 多目的グラウンド(夜間照明有)                                                                                  |
| 仁田アーチェリー場       | アーチェリー場(30m×18的、50m×8的)                                                                          |
| 静波体育館           | 体育館、卓球室                                                                                          |
| 仁田体育館           | 体育館                                                                                              |
| 小・中学校体育館・グラウンド  | 相良小、地頭方小、萩間小、菅山小、細江小、勝間田小、坂部小、牧之原小、相良中、榛原中、牧之原中（菅山小、牧之原小、榛原中、牧之原中は照明なし。）<br><br>相良中、榛原中については格技場有 |



現在の市内社会体育施設は(表 4)(前頁)のとおりです。

すべての施策の重要な拠点となる運動・スポーツ施設は、市民が安心して活動できる場でなくてはなりません。また、その施設は能力を維持し、さらには向上させていく必要があります。既存の施設の設備の計画的な改修、修繕、更新、拡張を図るとともに市民のニーズに即した施設整備に努めていきます。

しかし、少子高齢化が進み、人口減少、経済衰退が叫ばれる中、公共施設の維持管理について、市では平成 28 年 11 月に施行した「牧之原市公共施設マネジメント基本計画」を公表しました。これに基づき、運動・スポーツ施設はもとより、市の公共施設全体を見渡し、より効果的、効率的な維持管理や更新を進めていきます。

また、現在のスポーツ施設の在り方を見つめ直し、観光や商業などの異分野との連携を図り、成長産業として利用できる環境の整備に努め、スポーツツーリズムの推進、持続性イベントの開催や大会・合宿の誘致など交流人口の拡大と地域コミュニティの形成、強化の場となるよう努めていきます。

### ① 誰もが利用しやすい施設、環境の整備

より多くの人々が安心してスポーツに親しめる環境をつくるため、既存の運動・スポーツ施設等を維持、充実させる必要があります。また、より市民のニーズに応じた管理運営を行っていかねばなりません。そしてスポーツを「する」だけでなく、「みる」、「ささえる」場にするために、多角的な視点を持って施設の環境や誰もが利用しやすい施設運営を目指します。

また、施設利用に関する情報発信、PR 活動を積極的に行い、利用者が利用しやすく情報が手に入りやすい環境の整備に努めます。

#### <意見交換会での意見>

- ・施設、体育館、グラウンドの整備
- ・スポーツを見る、やる環境(施設)が少ない
- ・スポーツの備品が不十分

#### 【具体的な実施事業例】

- ・施設のバリアフリー化
- ・ロビーテレビ設置(B&G 海洋センター)
- ・各施設利用要望に対する対応(用具購入、施設改修)
- ・施設老朽化の解消(リノベーション)



## ② 魅力あるスポーツ施設の整備

グラウンドの芝生化などにより、これまでスポーツに対して無関心な層や、関心はあるが参加できないビジネスパーソンなどのスポーツに触れる機会の少ない人々に対してアプローチの視点を様々な分野から見直し、観光や商業などの産業経済分野をはじめとする異分野間との連携を積極的に取り入れていきます。

牧之原市は、陸(東名、R473 バイパス)、海(御前崎港)、空(富士山静岡空港)の交通条件が整った市です。このインフラを生かしたスポーツ合宿や大会の誘致が可能となるよう施設の使用方法などについても柔軟な対応を模索し、誰もが「立ち寄ったら何かが得られる空間」の提供ができるようハード面、ソフト面の両面から整備を進めていきます。

### <意見交換会での意見>

- ・目標になる場所、見せる、観れる場所がほしい
- ・市内に一つは芝生のグラウンドがあるとよい

#### 【具体的な実施事業例】

- ・グラウンド芝生化事業
- ・観光・産業分野との連携した事業
- ・条例の見直し、改善



## ③ スポーツ施設の将来性、ニーズに対応した機能集約、統廃合の検討

少子高齢化、人口減少、経済の減退、こうした中、スポーツ施設だけでなく、市のインフラはほとんどが耐用年数を経過しようとしており、修繕や改修に多額の費用を投じているところです。しかし、これらの施設は市民の方々にとって貴重な施設ばかりであり、簡単に廃止することはできません。

市は現在の施設が新たな使い方や価値を発見することで、賢く、有益に活用を検討します。また施設機能の特性に合わせて、効果的に集約、複合化などを行い、施設機能の再配置を検討します。利用効率等の状況分析を的確に行い、利用方法についてニーズを把握し、市民意見も参考にしながら改善に努めていきます。

### <意見交換会での意見>

- ・施設貸出方法の効率化
- ・今ある施設をどう使うか。価値ある施設にしてほしい

#### 【具体的な実施事業例】

- ・公共施設マネジメント基本計画に沿った各施設の効率化、適正化の検討
- ・施設利用率検証
- ・統廃合検討
- ・施設集約化、機能増強検討



## < 資 料 >

## 第5章 資料

### ○スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号) (条文)

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条―第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条―第二十四条)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条―第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条―第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条―第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵<sup>かん</sup>養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。



## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

### 第二条

#### (基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

(平二六法七六・一部改正)

### 第三章 基本的施策

#### 第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

##### (指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

##### (スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

##### (学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二四法六七・一部改正)

##### (スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

##### (スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

##### (スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団

体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団

体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

## 第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開



催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行)

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

---

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二四法律六七)抄  
(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

---

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

## ○市内社会体育施設利用状況

※回数・稼働率について

施設内に複数面のグラウンド、コートが存在する場合、各コートを1回としてカウントしているため、回数、稼働率が100%を超えている施設があります。

施設別利用回数・利用率【平成28年度】

### 【体育館】

#### 【相良地区】

| B&G 海洋センター      | 回数    | 稼働率  |
|-----------------|-------|------|
| 開放日数            | 314   |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 473   | 151% |
| 午後(13:00～17:00) | 923   | 294% |
| 昼間(午前+午後)       | 1,396 | 445% |
| 夜間(18:00～21:30) | 973   | 310% |
| 合計              | 2,369 | 754% |

| 海浜体育館           | 回数  | 稼働率  |
|-----------------|-----|------|
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 136 | 38%  |
| 午後(13:00～17:00) | 198 | 55%  |
| 昼間(午前+午後)       | 334 | 94%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 404 | 113% |
| 合計              | 738 | 207% |

| 地頭方体育館          | 回数  | 稼働率  |
|-----------------|-----|------|
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 82  | 23%  |
| 午後(13:00～17:00) | 131 | 37%  |
| 昼間(午前+午後)       | 213 | 60%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 236 | 66%  |
| 合計              | 449 | 126% |

#### 【榛原地区】

| 静波体育館           | 回数    | 稼働率  |
|-----------------|-------|------|
| 開放日数            | 357   |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 314   | 88%  |
| 午後(13:00～17:00) | 485   | 136% |
| 昼間(午前+午後)       | 799   | 224% |
| 夜間(18:00～21:30) | 727   | 204% |
| 合計              | 1,526 | 427% |

| 仁田体育館           | 回数  | 稼働率  |
|-----------------|-----|------|
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 307 | 86%  |
| 午後(13:00～17:00) | 308 | 86%  |
| 昼間(午前+午後)       | 615 | 172% |
| 夜間(18:00～21:30) | 313 | 88%  |
| 合計              | 928 | 260% |

【相良地区】

| 相良小学校           | 回数  | 稼働率 |
|-----------------|-----|-----|
| 開放日数            | 357 |     |
| 午前(8:30～12:30)  | 33  | 9%  |
| 午後(13:00～17:00) | 83  | 23% |
| 昼間(午前+午後)       | 116 | 32% |
| 夜間(18:00～21:30) | 145 | 41% |
| 合計              | 261 | 73% |

| 地頭方小学校          | 回数  | 稼働率  |
|-----------------|-----|------|
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 107 | 30%  |
| 午後(13:00～17:00) | 110 | 31%  |
| 昼間(午前+午後)       | 217 | 61%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 234 | 66%  |
| 合計              | 451 | 126% |

| 萩間小学校           | 回数  | 稼働率 |
|-----------------|-----|-----|
| 開放日数            | 357 |     |
| 午前(8:30～12:30)  | 10  | 3%  |
| 午後(13:00～17:00) | 10  | 3%  |
| 昼間(午前+午後)       | 20  | 6%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 246 | 69% |
| 合計              | 266 | 75% |

| 菅山小学校           | 回数  | 稼働率  |
|-----------------|-----|------|
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 44  | 12%  |
| 午後(13:00～17:00) | 25  | 7%   |
| 昼間(午前+午後)       | 69  | 19%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 458 | 128% |
| 合計              | 527 | 148% |

| 片浜小学校※          | 回数  | 稼働率  |
|-----------------|-----|------|
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 44  | 12%  |
| 午後(13:00～17:00) | 25  | 7%   |
| 昼間(午前+午後)       | 69  | 19%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 458 | 128% |
| 合計              | 527 | 148% |

| 相良中学校           | 回数  | 稼働率  |
|-----------------|-----|------|
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 1   | 0.3% |
| 午後(13:00～17:00) | 1   | 0.3% |
| 昼間(午前+午後)       | 2   | 1%   |
| 夜間(18:00～21:30) | 334 | 94%  |
| 合計              | 336 | 94%  |

※H28 年度で閉校、社会体育施設として運用開始

【榛原地区】

| 川崎小学校           | 回数  | 稼働率  |
|-----------------|-----|------|
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 100 | 28%  |
| 午後(13:00～17:00) | 100 | 28%  |
| 昼間(午前+午後)       | 200 | 56%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 391 | 110% |
| 合計              | 591 | 166% |

| 細江小学校           | 回数  | 稼働率  |
|-----------------|-----|------|
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 50  | 14%  |
| 午後(13:00～17:00) | 69  | 19%  |
| 昼間(午前+午後)       | 119 | 33%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 311 | 87%  |
| 合計              | 430 | 120% |

|                 |     |      |
|-----------------|-----|------|
|                 |     |      |
| 勝間田小学校          | 回数  | 稼働率  |
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 83  | 23%  |
| 午後(13:00～17:00) | 72  | 20%  |
| 昼間(午前+午後)       | 155 | 43%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 304 | 85%  |
| 合計              | 459 | 129% |

|                 |     |      |
|-----------------|-----|------|
|                 |     |      |
| 坂部小学校           | 回数  | 稼働率  |
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 60  | 17%  |
| 午後(13:00～17:00) | 49  | 14%  |
| 昼間(午前+午後)       | 109 | 31%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 364 | 102% |
| 合計              | 473 | 132% |

|                 |     |      |
|-----------------|-----|------|
| 榛原中学校           | 回数  | 稼働率  |
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 6   | 2%   |
| 午後(13:00～17:00) | 5   | 1%   |
| 昼間(午前+午後)       | 11  | 3%   |
| 夜間(18:00～21:30) | 598 | 168% |
| 合計              | 609 | 171% |

【学校組合体育館】

|                 |     |      |
|-----------------|-----|------|
| 牧之原小学校          | 回数  | 稼働率  |
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 37  | 10%  |
| 午後(13:00～17:00) | 19  | 5%   |
| 昼間(午前+午後)       | 56  | 16%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 311 | 87%  |
| 合計              | 367 | 103% |

|                 |     |     |
|-----------------|-----|-----|
| 牧之原中学校          | 回数  | 稼働率 |
| 開放日数            | 357 |     |
| 午前(8:30～12:30)  | 9   | 3%  |
| 午後(13:00～17:00) | 6   | 2%  |
| 昼間(午前+午後)       | 15  | 4%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 323 | 90% |
| 合計              | 338 | 95% |

【グラウンド】

【相良地区】

|                 |       |      |
|-----------------|-------|------|
| 相良総合グラウンド       | 回数    | 稼働率  |
| 開放日数            | 314   |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 658   | 210% |
| 午後(13:00～17:00) | 744   | 237% |
| 昼間(午前+午後)       | 1,402 | 446% |
| 夜間(18:00～21:30) | 326   | 104% |
| 合計              | 1,728 | 550% |

【榛原地区】

| ぐりんぱる           | 回数    | 稼働率   |
|-----------------|-------|-------|
| 開放日数            | 314   |       |
| 午前(8:30～12:30)  | 929   | 296%  |
| 午後(13:00～17:00) | 1,233 | 393%  |
| 昼間(午前+午後)       | 2,162 | 689%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 1,052 | 335%  |
| 合計              | 3,272 | 1042% |

| 静波グラウンド         | 回数  | 稼働率  |
|-----------------|-----|------|
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 189 | 53%  |
| 午後(13:00～17:00) | 241 | 68%  |
| 昼間(午前+午後)       | 430 | 120% |
| 夜間(18:00～21:30) | 306 | 86%  |
| 合計              | 736 | 206% |

【学校グラウンド】

【相良地区】

| 相良小学校           | 回数  | 稼働率 |
|-----------------|-----|-----|
| 開放日数            | 357 |     |
| 午前(8:30～12:30)  | 53  | 15% |
| 午後(13:00～17:00) | 163 | 46% |
| 昼間(午前+午後)       | 216 | 61% |
| 夜間(18:00～21:30) | 130 | 36% |
| 合計              | 346 | 97% |

| 地頭方小学校          | 回数  | 稼働率 |
|-----------------|-----|-----|
| 開放日数            | 357 |     |
| 午前(8:30～12:30)  | 105 | 29% |
| 午後(13:00～17:00) | 112 | 31% |
| 昼間(午前+午後)       | 217 | 61% |
| 夜間(18:00～21:30) | 110 | 31% |
| 合計              | 327 | 92% |

| 萩間小学校           | 回数  | 稼働率 |
|-----------------|-----|-----|
| 開放日数            | 357 |     |
| 午前(8:30～12:30)  | 21  | 6%  |
| 午後(13:00～17:00) | 13  | 4%  |
| 昼間(午前+午後)       | 34  | 10% |
| 夜間(18:00～21:30) | 34  | 10% |
| 合計              | 68  | 19% |

| 菅山小学校           | 回数  | 稼働率 |
|-----------------|-----|-----|
| 開放日数            | 357 |     |
| 午前(8:30～12:30)  | 19  | 5%  |
| 午後(13:00～17:00) | 9   | 3%  |
| 昼間(午前+午後)       | 28  | 8%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 2   | 1%  |
| 合計              | 30  | 8%  |

| 片浜小学校※          | 回数  | 稼働率 |
|-----------------|-----|-----|
| 開放日数            | 357 |     |
| 午前(8:30～12:30)  | 5   | 1%  |
| 午後(13:00～17:00) | 3   | 1%  |
| 昼間(午前+午後)       | 8   | 2%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 0   | 0%  |
| 合計              | 327 | 92% |

| 相良中学校           | 回数  | 稼働率 |
|-----------------|-----|-----|
| 開放日数            | 357 |     |
| 午前(8:30～12:30)  | 3   | 1%  |
| 午後(13:00～17:00) | 3   | 1%  |
| 昼間(午前+午後)       | 6   | 2%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 68  | 19% |
| 合計              | 74  | 21% |

※平成 28 年度で閉校以降使用なし

【榛原地区】

| 細江小学校           | 回数  | 稼働率 |
|-----------------|-----|-----|
| 開放日数            | 357 |     |
| 午前(8:30～12:30)  | 85  | 24% |
| 午後(13:00～17:00) | 84  | 24% |
| 昼間(午前+午後)       | 169 | 47% |
| 夜間(18:00～21:30) | 142 | 40% |
| 合計              | 311 | 87% |

| 勝間田小学校          | 回数  | 稼働率 |
|-----------------|-----|-----|
| 開放日数            | 357 |     |
| 午前(8:30～12:30)  | 60  | 17% |
| 午後(13:00～17:00) | 43  | 12% |
| 昼間(午前+午後)       | 103 | 29% |
| 夜間(18:00～21:30) | 109 | 31% |
| 合計              | 212 | 59% |

| 坂部小学校           | 回数  | 稼働率  |
|-----------------|-----|------|
| 開放日数            | 357 |      |
| 午前(8:30～12:30)  | 154 | 43%  |
| 午後(13:00～17:00) | 140 | 39%  |
| 昼間(午前+午後)       | 294 | 82%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 95  | 27%  |
| 合計              | 389 | 109% |

【学校組合グラウンド】

| 牧之原小学校          | 回数  | 稼働率 |
|-----------------|-----|-----|
| 開放日数            | 357 |     |
| 午前(8:30～12:30)  | 114 | 32% |
| 午後(13:00～17:00) | 139 | 39% |
| 昼間(午前+午後)       | 253 | 71% |
| 夜間(18:00～21:30) | 7   | 2%  |
| 合計              | 260 | 73% |

| 牧之原中学校          | 回数  | 稼働率 |
|-----------------|-----|-----|
| 開放日数            | 357 |     |
| 午前(8:30～12:30)  | 2   | 1%  |
| 午後(13:00～17:00) | 4   | 1%  |
| 昼間(午前+午後)       | 6   | 2%  |
| 夜間(18:00～21:30) | 2   | 1%  |
| 合計              | 8   | 2%  |



## ○策定に関する意見交換会まとめ（平成 29 年 11 月 10 日実施）

市内スポーツ関係団体や利害関係者、一般市民を対象にワークショップ形式で意見交換会を実施しました。全 5 グループに分かれ、スポーツに対する日頃思っていること、市のスポーツに対する課題、その解決策について意見交換を行いました。

|           | 市の現状                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 解決策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>グループ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道具が揃っていない</li> <li>・借りるときに競争になって使えない（土日は特に）</li> <li>・施設の不備（テニスコート→オム二化）</li> <li>・グラウンドの水はけが悪い</li> <li>・体育館の規模が小さい</li> <li>・施設が古い</li> <li>・施設のメンテナンスが出来ていない</li> <li>・子どもがスポ少に入りたいと思っても、親が入れたいと思わない</li> <li>・子どもたちが外で遊ぶ、スポーツをする姿をあまり見かけなくなった</li> <li>・スポーツ少年団が活発</li> <li>・牧之原市のスポーツと言ったら何？</li> <li>・サーフィンを勧めているの？</li> <li>・海、マリンスポーツ、サーフィン、ヨット、せっかく近いのに、こどもたちの将来の夢は、昔はプロ野球プロサッカー選手が多かったが、今は順位を落としている（トップはユーチューバー）</li> <li>・いろいろなスポーツを知る機会がない</li> <li>・楽しんでますか？</li> <li>・運動をしていると太りにくい、体形を維持できる</li> <li>・選択できるといいね</li> <li>・子どもが運動したい環境ができていない</li> <li>・子どもが集まる公園が少ない</li> <li>・財政が不透明、具体的ではない</li> <li>・トップアスリートが育っていない</li> <li>・連携の取り方が分からない（お母さんたちは情報を欲しがっている）</li> <li>・小学生の運動能力が低下してきている（ボール投げ県ビリ）</li> <li>・若い女性のやせ志向で食べない、運動して筋肉をつけない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、体育館、グラウンドの整備</li> <li>・球場が必要（目標になる場所、見せる、観れる）</li> <li>・ナイター施設（仕事の後のスポーツ）</li> <li>・大きな体育館がほしい</li> <li>・指導者が不足？</li> <li>・指導者がいない（少ない）</li> <li>・観覧スペースの充実</li> <li>・静岡市のように中学の外部指導者の導入</li> <li>・外部指導者を増やしてほしい</li> <li>・見るスポーツがあるといいね</li> <li>・ウォーキングコースがたくさんあった方がいいな</li> <li>・スポーツを見る、やる環境（施設）が少ない</li> <li>・施設、すぐにハード 3 面、スピード、イメージできない</li> <li>・広域的な指導者の交流</li> <li>・ほかの市、役所、団体の連携</li> <li>・リーダー養成、陸上のトップアスリートを呼べる</li> <li>・指導者の育成、負担を軽減する仕組みづくり</li> <li>・工夫次第でなんでもできる（持っているノウハウを教えてもらう場がほしい）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状把握をする→施設ごとに適した利用方法を出す（改善できると助かる）</li> <li>・公園の整備、地域の協力をお願いする</li> <li>・がんばってる団体に少しでも何か</li> <li>・活動が表にでていない→とにかく発信する</li> <li>・スポーツのHP、コーナーを作る（写真入り）</li> <li>・スポーツ成果のPRを行う</li> <li>・情報の共有化（データ上でもいいのでつながる）</li> <li>・子どもたちに本物を見せる</li> <li>・興味付け、初めの一步としてハードルを下げる</li> <li>・親を巻き込む仕組み、プログラム</li> <li>・親子スポーツのイベントをたくさん実施</li> <li>・幼稚園、保育園から全施設共通で取り組むプログラムを作って展開</li> <li>・幼稚園、保育園、小学校の関わりを深く</li> </ul> |
| 2<br>グループ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生がよく運動している</li> <li>・外で遊ぶ子供たちを見かけない</li> <li>・若い母親の中にはスポーツをしたいと思っている人もいる</li> <li>・送り迎え等、親の負担が大きい</li> <li>・今までの生涯スポーツは年齢がそのまま上昇していて、若者の差を感じる</li> <li>・スポーツをする人口が減少している</li> <li>・伝統ある剣道なのに人口が減った</li> <li>・男女別々にやるスポーツが多い</li> <li>・高齢者はグラウンドゴルフや吹き矢を楽しんでいるイメージ</li> <li>・競技スポーツ色が強い</li> <li>・未就園児が運動する場が少ない</li> <li>・スポ少もチームも少なくなっているし、子供も少ないが社会人になってもスポーツを続ける人が減っている</li> <li>・施設、借りれるグラウンドが少ない</li> <li>・年間利用でフルがない</li> <li>・共働き世帯が多く、親の協力が十分確保できていない、偏る</li> <li>・クラブチームになるとバスで遠征に行っている</li> <li>・若い母親、小さい子を持つ母親でもスポーツを続けられる場がない</li> <li>・スポーツへの意識、やった方がいい！というメリットが正しく伝わる場がない</li> </ul>                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポ少（ボランティア）の指導者を確保</li> <li>・少子化で、団体競技の人数確保が難しい（学年含め）</li> <li>・元プロ野球選手などによる野球教室などあればいいな</li> <li>・競技スポーツの停滞</li> <li>・いつどこで何をやっているのかスポーツサークルの情報が得にくい</li> <li>・学校に遊具が増えない</li> <li>・ぶるるのような拠点があるといい</li> <li>・子どもが遊べて、スポーツもできる、整備された広場ってあるんじゃないか？</li> <li>・施設の老朽化、修繕費増大、</li> <li>・アセットマネジメント</li> <li>・スポーツがしたい人への情報提供の場の不足</li> <li>・どんな活動があるのか、団体があるのか、情報が少ない</li> <li>・市民が参加できる教室が少ない、わからない</li> <li>・体育協会として、文化協会のように年間スケジュール等（内容など）知らせる</li> </ul>                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者でもできるスポーツを紹介する</li> <li>・施設等予約の受付などをもっと知らせた方がいい</li> <li>・使用状況をまきはぐなどネットで！</li> <li>・中年世代取り入れ</li> <li>・学校でやるクラブがあり、それに参加することで子供たちにアピールする</li> <li>・幼児からのスポーツ教育</li> <li>・各団体再編成</li> <li>・団体間の相談、情報の共有</li> <li>・指導者の育成、指導者講習会</li> <li>・幼児教室の民間活用（きのいい羊、河合体操教室）</li> </ul>                                                                                                                               |
| 3<br>グループ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館では野球はダメ？</li> <li>・グラウンドがとれない</li> <li>・体育館の施設がすごく古い</li> <li>・主催して大会を開けないので団体が育たない</li> <li>・大きな体育館がないので招待をすることができない</li> <li>・サーフィンは楽しいが危険</li> <li>・マリンスポーツがうらやましい</li> <li>・子どものボール投げの距離が落ちているらしい</li> <li>・各団体に任せっきりで、市が盛り上げようとしていない</li> <li>・学校、他団体が協力が得られていない</li> <li>・榛原側と相良側で対する反応が違う</li> <li>・新しいスポーツをやろうとしても宣伝、声掛けがうまくいかない</li> <li>・市内にどんな団体があるのか体協以外わからない</li> <li>・テニスコートが足りない</li> <li>・テニスコートにソフトボールが落ちてくる（頭にあたったら死ぬかも）</li> <li>・一般貸出の時には予約いっぱいになっている</li> <li>・スポーツクラブと趣味とグラウンドの取合いになるのがどうかと思う？</li> <li>・指導者がボランティアで行っている</li> <li>・送迎やライセンスを取らないといけいないなど、親の負担が大きい</li> <li>・指導者の負担が大きい</li> <li>・お金がない、で終わってしまう</li> <li>・相良グラウンドがぼこぼこ、整備不足</li> </ul>                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スケートボードをやる場所がほしい</li> <li>・エースワン以外に体を動かせるジムのなところ</li> <li>・指導者制度の充実</li> <li>・市内に1つは芝生のグラウンドがあるとよい</li> <li>・グラウンドのある公園づくり</li> <li>・個競技への偏り、多種目競技の取り入れ</li> <li>・市内の団体の情報取りまとめがあるといい</li> <li>・ぐりんぱる、テニスコートの予約の仕方の改善</li> <li>・榛中テニスコートをもっと使いたい（部活以外の貸し出しをしてほしい）</li> <li>・相良テニスコートの整備</li> <li>・テニス人口に対してコートが足りてない</li> <li>・総合スポーツ施設がない</li> </ul>                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者の資格制度の活用（各競技）</li> <li>・幼稚園児へのスポーツ提唱</li> <li>・学校の中に外部担当者</li> <li>・学校との協力</li> <li>・各スポーツの一般の指導者を募集し、園に派遣するような体制づくり</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4<br>グ<br>ル<br>ー<br>プ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地が広いので、ノルディックウォーク等がしやすい環境</li> <li>・新規参加者が少ない（インディアカ）</li> <li>・仕事を始めると運動する時間が取れない</li> <li>・グランドゴルフは仲間同士で楽しく運動できる</li> <li>・海、山、自然があり、運動できる環境がある</li> <li>・スポーツクラブなどの施設が少ない</li> <li>・テニスコートが4面しかなくて取れない</li> <li>・公園が少ない</li> <li>・マラソン大会がローカル</li> <li>・園児のバスケの道具がない</li> <li>・土地が有効活用されていない</li> <li>・気軽にスポーツを楽しめる場、機会が少ない</li> <li>・既存の施設が整っていない</li> <li>・運動している子供が少ない、子供が少ない</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各スポーツ団体の広報活動が少ない</li> <li>・スポーツの情報提供</li> <li>・児童クラブ～スポ少への引き継ぎ</li> <li>・スポーツの専門的な指導者の不足</li> <li>・指導者は、勝つための指導ではなく、人間性の向上、マナー等も指導してほしい。指導者が知らない</li> <li>・大きな大会が少ない</li> <li>・相良総合グラウンドのオムニコートが7面あるが、クレーコートをオムニ化して、利用者を増やしてほしい</li> <li>・ミニバスの大会ができる体育館、駐車場、控え場所希望</li> <li>・指導者不足</li> <li>・PR活動少ない（各団体まかせ）</li> <li>・情報提供（機会）</li> <li>・スポーツの備品が不十分</li> <li>・子どものスケジュール、（学校行事と大会）</li> <li>・予算が少ない</li> <li>・スポーツ人口の減少</li> </ul>                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対市民、対初心者向けのイベントがもっとあっても良いのでは？</li> <li>・企業を呼び込む</li> <li>・スポーツ人口の調査をする</li> <li>・人を呼び込むまちづくり</li> <li>・スポーツと遊びを融合させたような場所があれば、子供も集まるのでは？</li> <li>・幼児の時期からスポーツの楽しさを体験させる</li> <li>・ジム等、仕事の帰りに気軽に通えるような、スポーツの場が増えるとうれしい</li> <li>・備品管理を徹底し、不足分、過剰分を把握</li> <li>・市に依頼</li> <li>・SNSを使った広報を行う</li> <li>・スーパーなどに広報、市も協力</li> <li>・「指導者の心得」といったようなマニュアル作り</li> <li>・団塊の世代の活用（送迎も指導者も）</li> <li>・市の使えそうな土地、施設の把握</li> </ul> |
| 5<br>グ<br>ル<br>ー<br>プ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年団の活動人数が少数のスポーツに限定されている</li> <li>・スポーツというハードルが高いので、参加しにくい方も多い</li> <li>・子どもに自信が付き、いろいろとチャレンジしてくれるようになった</li> <li>・スポーツに関する情報をあまり得ることがない</li> <li>・時間がほしい</li> <li>・学校での嫌な気持ちをプレーにぶつけて発散している</li> <li>・子どもでスポーツをやる人が減っている</li> <li>・種類が少ない</li> <li>・昔ほど親が熱心でない</li> <li>・スポーツ施設が少ない</li> <li>・会場を取るのが難しい</li> <li>・ウォーキングをやっている人が多いよう、歩く場所が限定されている</li> <li>・サークル活動で親子体操やっている</li> <li>・子どもの体操教室に行く（たしかに未就園児はいけることが少ない）</li> <li>・スポーツをしていると他校の子と交流が増える</li> <li>・健康になれる</li> <li>・高齢者によるグランドゴルフが盛ん</li> <li>・静波グラウンドで、夕方以降子どもたちの声が聞こえ、活発な印象</li> <li>・いろいろなスポーツができる</li> <li>・各施設の利用がよくされている</li> <li>・スポーツ少年団の団体数が県内でも多いほう</li> <li>・スポーツを通して子どもとの時間が多くなった</li> <li>・自分1人で行うことが難しいが仲間がいるといい</li> <li>・自由に使える施設が少ない</li> <li>・スポーツ少年団の施設利用料減額はありがたい</li> <li>・スポーツをする人が限られている</li> <li>・みんなが参加していない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・マタニティーからの運動できる場所がほしい（産まれてからに続くように）</li> <li>・どんなスポーツのグループがあるのかわかるといい</li> <li>・もっと運動したいけど、どこにいけばいいのかわからないママは多い（託児ほしい）</li> <li>・今ある施設をどう使うか、価値ある施設へ</li> <li>・家庭、環境が整っていない</li> <li>・親が忙しい、働いている</li> <li>・スポ少に入る子がなかなかいない</li> <li>・地域に子どもが少ない</li> <li>・施設が少ない、利用者は必ずしも多くない</li> <li>・空き地が多く、有効利用されていない</li> <li>・スポーツ人口が増えたが今の施設では物足りない</li> <li>・子どもたちがやりたくても、親がストップしてしまう</li> <li>・マタニティーからの未就園児の運動の場が少ない</li> <li>・私設の施設は考えられないのか？</li> <li>・スポーツ施設の充実、整備、予算の増額</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツしたい人を増やす</li> <li>・民間の力利用、クラウドファンディング</li> <li>・スポーツ教室の周知がうまくいかない→HP</li> <li>・まきはく利用</li> <li>・広報（効果的）</li> <li>・仲間づくりには、自分が参加し、協力することが一番手っ取り早い</li> <li>・行政の縦割り</li> <li>・人付き合いからの広報</li> <li>・情報の周知</li> </ul>                                                                                                                                                                                                 |

各グループにおいて様々な意見が出る中、今後の牧之原市に必要なものとして以下の項目が主に挙げられました。これらの意見を施策に反映し、市民のニーズに応じた事業展開に努めます。

**施設の機能向上**

**運動ができる体制づくり**

**情報発信・共有**

## ○出典・参考

- ・スポーツ基本計画（H29.3.24 文部科学省）
- ・平成 27 年 国勢調査
- ・静岡県スポーツ推進計画
- ・第 2 次 牧之原市総合計画
- ・第 2 次 健やかプランまきのはら(第 2 次牧之原市健康増進計画)
- ・平成 28 年度版 牧之原市統計書
- ・平成 29 年度 牧之原市部活動事業計画書
- ・平成 25 年度 牧之原市健康と食育に関するアンケート
- ・平成 25 年度 牧之原市高齢者の暮らしと介護に関するアンケート

## ○牧之原市スポーツ推進計画策定経過

| 月 日                                       | 内 容                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 29 年 6 月 19 日                          | <p>平成 29 年度 第 1 回 牧之原市スポーツ推進審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定趣旨説明</li> <li>・ 予定スケジュール説明</li> <li>・ 骨子案提示</li> </ul>                       |
| 平成 29 年 7 月 11 日                          | <p>牧之原市議会常任委員会へ報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定趣旨説明</li> <li>・ 予定スケジュール説明</li> </ul>                                                      |
| 平成 29 年 9 月 26 日                          | <p>平成 29 年度 第 2 回 牧之原市スポーツ推進審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定スケジュールの確認</li> <li>・ 計画骨子の確認</li> <li>・ 計画素案の内容について協議</li> </ul>             |
| 平成 29 年 11 月 10 日                         | <p>スポーツ推進計画策定に係る意見交換会</p> <p>関係団体、一般市民によるワークショップを開催</p> <p>ワークテーマ『スポーツで健康なまちづくり』</p>                                                                        |
| 平成 29 年 12 月 25 日                         | <p>平成 29 年度 第 3 回 牧之原市スポーツ推進審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見交換会のとりまとめ</li> <li>・ 計画素案の内容について協議</li> <li>・ パブリックコメント実施について内容確認</li> </ul> |
| 平成 30 年 1 月 11 日                          | <p>牧之原市議会常任委員会へ報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進捗状況報告</li> </ul>                                                                            |
| 平成 30 年 1 月 19 日<br>～<br>平成 30 年 2 月 18 日 | <p>「牧之原市スポーツ推進計画」(案)に係るパブリックコメント実施(31 日間)</p>                                                                                                               |
| 平成 30 年 3 月 16 日                          | <p>平成 29 年度 第 4 回 牧之原市スポーツ推進審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント結果について確認</li> <li>・ 最終修正案の確認</li> <li>・ 最終校正</li> </ul>               |
| 平成 30 年 3 月 30 日                          | <p>パブリックコメントの結果公表</p> <p>市長へ牧之原市スポーツ推進計画完成報告</p> <p>牧之原市スポーツ推進計画 策定</p>                                                                                     |

## ○牧之原市スポーツ推進審議会条例

平成17年10月11日

条例第23号

改正 平成26年3月24日条例第3号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、牧之原市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、牧之原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は市長の諮問に応じて、スポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は市長に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) スポーツ事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほかスポーツの振興に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

3 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、その職に基づいて任命又は委嘱された委員の任期は、当該職にある期間とし、再任をさまたげない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議の期間とする。
- 4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、会長及び議事に関係ある臨時委員の総数の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に任命又は委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成18年3月23日条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月21日条例第25号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月20日条例第22号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月26日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の牧之原市スポーツ振興審議会条例第3条第2項の規定により任命又は委嘱されている牧之原市スポーツ振興審議会委員は、改正後の牧之原市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定により任命又は委嘱された牧之原市スポーツ推進審議会委員とみなす。

附 則 (平成26年3月24日条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○牧之原市スポーツ推進審議会委員

| 役職  | 氏名     | 備考                    |
|-----|--------|-----------------------|
| 会 長 | 山下 智   | 学校代表                  |
| 副会長 | 菅沼 淳至  | スポーツ少年団代表             |
| 委 員 | 樽林 初夫  | 牧之原市体育協会代表            |
| 委 員 | 大石 美智晴 | スポーツ推進委員会代表           |
| 委 員 | 谷澤 喜保子 | 市民代表(元 MAP まきのほ<br>ら) |
| 委 員 | 市川 博夫  | 健康運動指導士<br>(牧之原市体育協会) |
| 委 員 | 岡村 優   | 教育委員会<br>社会教育課長       |

**牧之原市スポーツ推進計画**

**発行：牧之原市**

**編集：牧之原市スポーツ推進審議会**

**事務局：健康福祉部健康推進課**

**平成 30 年 3 月 発行**